屋外広告物のしおり

- 適切な表示のために -

令和6年6月

酒 田 市

目 次

		は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 ^	% —	ジ
1		屋	外	広	告	物	ځ	は		•		•				•	•	•	•	•	•	•	•	4 ^	% —	ジ
2		規	制	の	概	要	•	•		•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	5 ^	% —	ジ
3		特	別	規	制	地	域	۲	普	通	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 ^	° —	ジ
4		禁	止	物	件	ح	禁	止	広	告	物	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 ^	<u>°</u> —	ジ
5		地	域	別	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 ^	° —	ジ
	5	_	1		第	1	種	特	別	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 ^	° —	ジ
	5	_	2		第	2	種	特	別	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10^	° —	ジ
	5	_	3		第	1	種	普	通	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11^	° —	ジ
	5	_	4		第	2	種	普	通	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13^	° —	ジ
	5	_	5		第	3	種	普	通	規	制	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15^	° —	ジ
6		適	用	除	外	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17^	° —	ジ
7		許	可	申	請	等	の	手	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18^	° —	ジ
8		安	全	点	検	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19^	° —	ジ
9		許	可	の	期	間	ح	許	可	申	請	手	数	料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20^	<u>°</u> —	ジ
10)	違	反	広	告	物	に	対	す	る	措	置	•	罰	則		•						•	21^	°—	ジ

はじめに

平成16年、わが国で初めての景観に関する総合的な法律「景観法」が施行されました。

この「景観法」を使った総合的な景観行政を進めるため、酒田市は平成18年4月、山形県内の市町村で初の景観行政団体になりました。平成20年4月には景観法に基づく景観条例を施行し、同年7月からは事前届出制度の運用を開始しています。

一方で景観法の施行に伴い屋外広告物法の一部が改正され、景観行政団体である市町村が都道府県に代わって屋外広告物の規制を行うことができるようになりました。

酒田市では良好な景観を形成し風致を維持するうえで、景観行政と屋外広告物行政の一体的な運用が必要と考え、平成23年4月より山形県から屋外広告物事務の一部権限移譲を受け、山形県屋外広告物条例に基づき、市が直接屋外広告物の規制と誘導を行います。

このしおりは、山形県屋外広告物条例及び同条例施行規則に定められた酒田 市内における規制の内容についてご理解いただくとともに、秩序ある正しい屋 外広告物の表示を行っていただくために作成したものです。

1 屋外広告物とは

屋外広告物法では、次の4つの要件を満たすものを「屋外広告物」として定めています。 なお営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の4つの要件をすべて 満たしていれば「屋外広告物」に該当します。

①常時または一定の期間継続して表示されるもの

「常時または一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は屋外広告物に当たりません。これらは電柱や塀などに貼られたときに初めて定着性を有し「屋外広告物」に該当することとなります。

②屋外で表示されるもの

「屋外で表示」とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要です。

屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物(商業施設のショーウィンドウ内に設置されたもの、自動車などの窓の内側から外側に向けて貼りつけるステッカーなど)であれば「屋外広告物」に該当しません。

③公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、不特定多数に対して表示されるものをすべて含むものではなく、例えば建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されていないことになります。

例) 野球場や駅の構内の内側に向かって表示される広告物

④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の 工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

「その他の工作物」とは、広告塔、広告板、建物だけでなく、もともと広告物の表示または掲出の目的を持ったものではない煙突や塀などのようなものを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。

※**自家用広告物・・・**自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため自己の住所、居所、事業所、営業所に表示・設置する広告物で敷

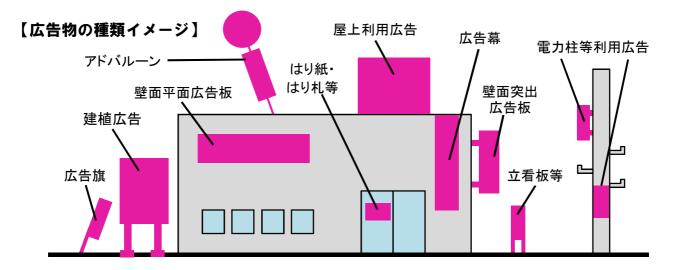
地外に突出しないもの

案内用広告物・・・施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの(施設から道程5km

以内に表示・設置されるもので、3個を限度とします)

一般広告物・・・・自家用広告物や案内用広告物に該当しないもの(自己の店舗の敷地 外に表示する広告物など)

* 特殊装置(広告)・・ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等の光源の点滅または動きによる表示が可能なものを指す。ただし、ネオンサイン及び電子看板(デジタルサイネージ)は、光源の点滅または動きによる表示の可否に関わらず、特殊装置広告と取扱う。



2 規制の概要

屋外広告物の規制には、地域による規制、物件による規制、表示・設置できない 広告物の規制等があります。

地域による規制

特別規制地域

一般広告物の表示・設置を禁止する地域です。自家用広告物や案内用広告物については、設置基準に適合すれば表示・設置できます。第1種特別規制地域と第2種特別規制地域の2種類があります。

例) 史跡名勝天然記念物に指定又は仮指 定された地域、都市公園、保安林、 墓地及び火葬場、低層住居専用地域、 田園住居地域、高速自動車国道全線、 自動車専用道路全線、空港入口及び インターチェンジから道程3km以内 の一般国道及び県道など

普通規制地域

許可を受ければ一般広告物や案内用広告物の表示・設置ができる地域です。自家用広告物については、設置基準に適合すれば表示・設置できます。第1種から第3種まで3種類の普通規制地域があります。

例) 一般国道、県道及び広域農道全線並びにその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域など

▼6ページ「特別規制地域と普通規制地域」

物件による規制

禁止物件

広告物の表示・設置を禁止する物件 です。

例) 橋、トンネル、街路樹、信号機、 道路標識、歩道柵、ガードレー ル、消火栓、郵便ポスト、電話 ボックス、煙突、ガスタンク等





表示・設置できない広告物の規制

禁止広告物

著しく破損し、老朽化したもの、交 通の安全を阻害するものなど





▼8ページ「禁止物件と禁止広告物」

適用除外

一定の基準に適合する屋外広告物について、特別規制地域、禁 止物件や普通規制地域の規制対象から除外しています。

▼17ページ「適用除外」

3 特別規制地域と普通規制地域

山形県屋外広告物条例及び同条例施行規則では、酒田市内において一般広告物の表示・設置を禁止する「特別規制地域」と、許可基準に適合すれば許可を得て表示・設置できる「普通規制地域」を定めています。地域の特性に応じて、特別規制地域を2種類、普通規制地域を3種類に分け、それぞれの地域ごとに広告物の設置基準を定めています。

■特別規制地域(2種類)

一般広告物の設置は禁止しますが、自家用広告物及び案内用広告物については、設置基準に適合すれば表示・設置できる地域です(許可申請不要)。

第 1 種特別規制地域

- ・風致地区で山形県知事が指定する区域(現在、酒田市内には該当ありません)
- ・国宝、重要文化財又は重要有形文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域 (現在、酒田市内には該当ありません)
- ・史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域 (下記の区域)
 - ⇒**城輪柵跡**(酒田市城輪字城輪字成田、字孝野目、字俵田、字鏡田、字宮形、字嘉平田、 大豊田、字樋口、刈穂字古川、字村上、字机田)
 - ⇒堂の前遺跡(酒田市法連寺字堂ノ前)
 - ⇒旧鐙屋(酒田市中町一丁目)
 - ⇒山居倉庫(酒田市山居町一丁目)
 - ⇒**總光寺庭園**(酒田市字総光寺沢、字外山越)
 - ⇒**本間氏別邸庭園(鶴舞園)**(酒田市御成町)
 - ⇒飛島ウミネコ繁殖地(酒田市飛島字勝浦乙)
- 森林法の規定により保安林として指定された森林のある区域
- 都市公園法に規定する都市公園の区域(緑地も含みます)
- 古墳、墓地及び火葬場

第2種特別規制地域

- ・都市計画法に定められた用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
- ・自然公園法に規定する国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の普通地域の区域 ⇒鳥海国定公園、庄内海浜県立自然公園
- ・道路、鉄道、軌道及び索道並びに道路等から展望できる範囲の地域で山形県知事が指定 する区域
 - (下記に掲げる道路及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域。ただし都市計画法により定められた用途地域を除く。)
 - ⇒高速自動車国道 市内全線
 - ⇒自動車専用道路 市内全線
 - ⇒庄内空港入口及びインターチェンジから道程3km以内の一般国道及び県道
- ・市内の鉄道全線及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域。ただし用途地域及 び国道、県道及び広域農道市内全線及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域 を除く。
- 鉄道と国道、県道及び広域農道が重複する地域については、国道、県道及び広域農道の 規制が優先することとなる。

■普通規制地域(3種類)

許可を受ければ一般広告物及び案内用広告物の表示・設置ができる地域です。自家用広告物については、設置基準に適合すれば表示・設置できます(許可申請不要)が「特殊装置広告(4ページの説明を参照)」で、第2種特別規制地域の設置基準を超える規模の場合は許可が必要です。

第1種普通規制地域

・道路等及び道路等から展望できる範囲の地域で山形県知事が指定する地域 (下記の区域)

次に掲げる道路及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域で用途地域を除く 地域

⇒一般国道 市内全線 ⇒県道 市内全線

⇒広域農道 市内全線

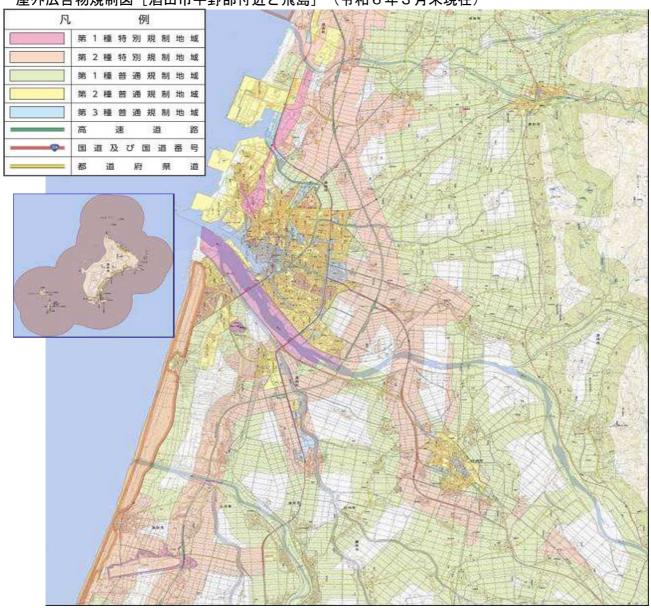
第2種普通規制地域

・都市計画法に定められた用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層 住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用 地域

第3種普通規制地域

・都市計画法に定められた用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

屋外広告物規制図 [酒田市平野部付近と飛島] (令和6年3月末現在)



4 禁止物件と禁止広告物

□ 煙突、ガスタンク及び水道タンク

■禁止物件

次の物件に屋外広告物を表示したり、掲出物件を設置してはいけません。

- □ 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及びよう壁
 □ 街路樹、路傍樹、保存樹、又は保存樹林及び石垣
 □ 銅像、神仏像及び記念碑
 □ 景観重要建造物及び景観重要樹木
 □ 送電塔及び送受信塔
 □ 道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設及びカーブミラー
 □ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
 □ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ※ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱その他これらに類する物件(以下「電力柱等」という)には、はり紙もしくははり札又は立看板を表示してはなりません。
- ※ 工事現場周辺の安全や交通の円滑を図るためのもので、工事終了後直ちに 撤去するものなど、一定の要件を満たすものについては、立看板とはり札 に限り表示できる場合があります。詳しくはお問合せください。

■禁止広告物

次に掲げる「禁止広告物」は、特別規制地域や普通規制地域の区分に関係なく、どんな場合にも表示・設置することができない広告物です。

	著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
	使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの
	倒壊又は落下のおそれのあるもの
П	信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれ

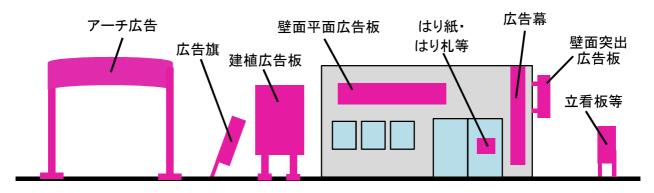
- コ信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を 妨げるおそれのあるもの
- □ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

5-1

地域別基準 その 1 第 1 種特別規制地域(特別 1 種)

■地域別基準

※一般広告物は表示・設置不可



【建植広告板、建植広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面3m以下であること (数枚で1個の広告物となっているものについては、その合計面積とする)
- 地面から上端までの高さが3m以下であること

【アーチ広告】

- ・表示面積が一面20㎡以下であること
- 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること
- 地面から上端までの高さが10m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【壁面平面広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む。ただし壁面突出広告板を除く

- 表示面積の合計が1壁面につき3㎡以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【壁面突出広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面3㎡以下であること
- 壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m以上であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【はり紙・はり札等】

- ・表示面積が1㎡以下であること
- ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと
- ・はり紙については、全面のりづけしないこと

【立看板等】

- ・表示面積が一面4㎡以下であること
- 高さは3.6m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・倒れないように措置されるものであること

【広告幕・広告旗】

- ・幅が 1.5 m以下であること
- ・道路を横断する広告幕にあっては、次のイ及び口に該当するものであること
 - イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では 2.5 m以上、車道及び歩車道の 区別のない道路上では 4.5 m以上であること
 - 口 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

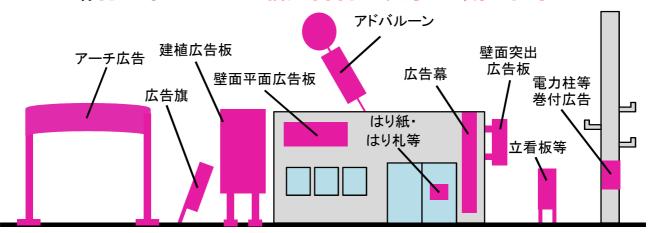
5-2

地域別基準 その2

第2種特別規制地域(特別2種)

■地域別基準

※一般広告物は表示・設置不可



【建植広告板、建植広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面5m以下であること (数枚で1個の広告物となっているものについては、その合計面積とする)
- 地面から上端までの高さが5m以下であること

【アーチ広告】

- ・表示面積が一面20㎡以下であること
- 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること
- ・地面から上端までの高さが10m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【壁面平面広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む。ただし壁面突出広告板を除く

- 表示面積の合計が1壁面につき5㎡以下であること
- 当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【壁面突出広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面5㎡以下であること
- ・壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【電力柱等巻付広告、電力柱等塗装広告】

- 長さは1.5m以下であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが1.2m以上であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること

【はり紙・はり札等】

- ・表示面積が1㎡以下であること
- ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと
- ・はり紙については、全面のりづけしないこと

【立看板等】

- ・表示面積が一面4㎡以下であること
- 高さは3.6m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- 倒れないように措置されるものであること

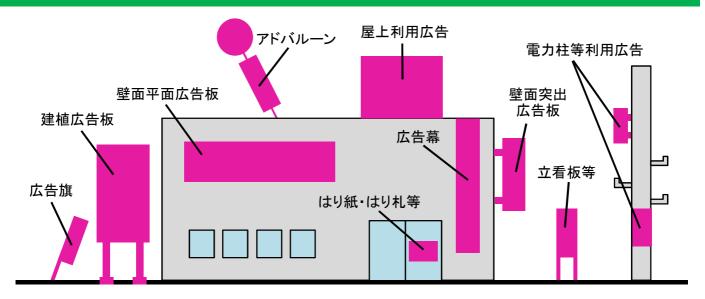
【広告幕・広告旗】

- 幅が1.5m以下であること
- ・道路を横断する広告幕にあっては、次のイ及び口に該当するものであること
 - イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では 2.5 m以上、車道及び歩車道の 区別のない道路上では 4.5 m以上であること
 - 口 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【アドバルーン】

- 気球の直径が3m以下であること
- ・係留場所から気球先端までの垂直距離が50m以下であること
- ・添加する広告物の幅が 1.5 m以下で、かつ、長さが 15 m以下であること

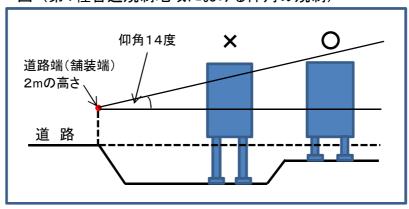
| ^{地域別基準 その3}| 第1種普通規制地域(普通1種)



【建植広告板、建植広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・地面から上端までの高さが15m以下で、その上端が道路端部2mの高さから仰角14度 の範囲内にあること(※図を参照のこと)
- 幅が地面から上端までの高さの2分の1以下であること
- ・建植広告相互間の距離が50m以上であること
- ・映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面10㎡以下であること (数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)
- ・自家用広告物については、上記にかかわらず、表示面積が一面10㎡以下(数枚で1個の 広告となっているものについては、その合計面積とする)、地面から上端までの高さが 8m以下であること

図 (第1種普通規制地域における仰角の規制)



【アーチ広告】

- ・表示面積が一面20㎡以下であること
- ・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること
- 地面から上端までの高さが10m以下であること
- 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【壁面平面広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む。ただし壁面突出広告板を除く

- ・表示面積が1面10㎡以下であること
 - (数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)
- 表示面積の合計が1壁面につき20㎡以下であること
- ・表示面積(当該広告板の利用に係る壁面と同一方向に表示する壁面突出広告板の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【壁面突出広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面10㎡以下であること
- ・壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・表示面積(当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する壁面平面広告板 の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【屋上利用広告板、屋上利用広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以下であること
- ・表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の5分の1以下であること
- ・映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20㎡以下であること (数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする)
- ・屋上から上端までの高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下であること
- ・建物の端から突出しないこと

【電力柱等利用袖看板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・大きさは、縦1.3m以下、横0.45m以下(消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあっては横0.8m以下)であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・電力柱等1本につき、1個とすること

【電力柱等巻付広告、電力柱等塗装広告】

- 長さは1.5m以下であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが 1.2 m以上であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること

【はり紙・はり札等】

- ・表示面積が1㎡以下であること
- ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと
- ・はり紙については、全面のりづけしないこと

【立看板等】

- ・表示面積が一面4㎡以下であること
- 高さは3.6m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- 倒れないように措置されるものであること

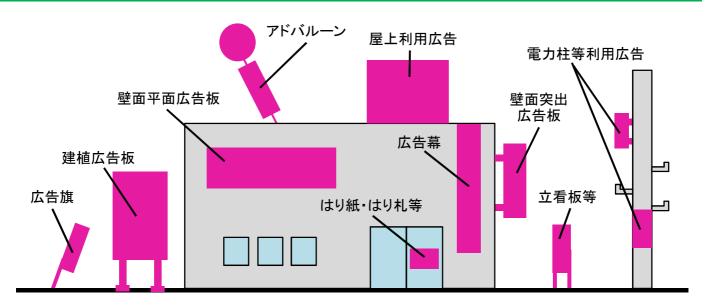
【広告幕・広告旗】

- 幅が1.5m以下であること
- ・道路を横断する広告幕にあっては、次のイ及び口に該当するものであること
 - イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では 2.5 m以上、車道及び歩車道の 区別のない道路上では 4.5 m以上であること
 - 口 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【アドバルーン】

- 気球の直径が3m以下であること
- 係留場所から気球先端までの垂直距離が50m以下であること
- 添加する広告物の幅が1.5m以下で、かつ、長さが15m以下であること

5-4 第2種普通規制地域(普通2種)



【建植広告板、建植広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

・表示面積が一面20㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、15㎡)以下であること

(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)

・地面から上端までの高さが10m以下であること

【アーチ広告】

- ・表示面積が一面20㎡以下であること
- 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること
- 地面から上端までの高さが10m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【壁面平面広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む。ただし壁面突出広告板を除く

・表示面積が1面20㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、15㎡)以下であること

(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)

- 表示面積の合計が1壁面につき40㎡以下であること
- ・表示面積(当該広告板の利用に係る壁面と同一方向に表示する壁面突出広告板の表示 面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【壁面突出広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面20㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、15㎡)以下であること
- ・壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・表示面積(当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する壁面平面広告板の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【屋上利用広告板、屋上利用広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の4分の1以下であること
- ・表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の4分の1以下であること
- ・映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20㎡以下であること (数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする)
- ・屋上から上端までの高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下であること
- ・建物の端から突出しないこと

【電力柱等利用袖看板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・大きさは、縦1.3m以下、横0.45m以下(消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあっては横0.8m以下)であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・電力柱等1本につき、1個とすること

【電力柱等巻付広告、電力柱等塗装広告】

- 長さは1.5m以下であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが 1.2 m以上であること
- 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・ 電力柱等 1 本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか 1 個とすること

【はり紙・はり札等】

- ・表示面積が1㎡以下であること
- ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと
- ・はり紙については、全面のりづけしないこと

【立看板等】

- ・表示面積が一面4㎡以下であること
- 高さは3.6m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- 倒れないように措置されるものであること

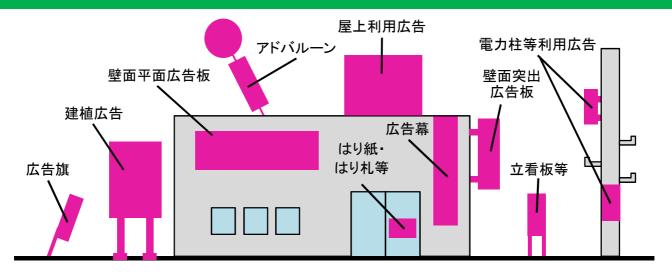
【広告幕・広告旗】

- 幅が1.5m以下であること
- ・道路を横断する広告幕にあっては、次のイ及び口に該当するものであること
 - イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では2.5 m以上、車道及び歩車道の 区別のない道路上では4.5 m以上であること
 - 口 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【アドバルーン】

- 気球の直径が3m以下であること
- ・係留場所から気球先端までの垂直距離が50m以下であること
- 添加する広告物の幅が1.5m以下で、かつ、長さが15m以下であること

地域別基準 その5 5-5 第3種普通規制地域(普通3種)



【建植広告板、建植広告塔】 ※これに類する特殊装置広告を含む

・表示面積が一面30㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、20㎡)以下である こと

(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)

地面から上端までの高さが15m以下であること

【アーチ広告】

- ・表示面積が一面20㎡以下であること
- 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること
- 地面から上端までの高さが10m以下であること
- 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること

【壁面平面広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む。ただし壁面突出広告板を除く

・表示面積が1面30㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、20㎡)以下である こと

(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする)

- 表示面積の合計が1壁面につき60㎡以下であること
- ・表示面積(当該広告板の利用に係る壁面と同一方向に表示する壁面突出広告板の表示面積 を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

【壁面突出広告板】 ※これに類する特殊装置広告を含む

- ・表示面積が一面30㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、20㎡)以下である
- ・壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- ・表示面積(当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する壁面平面広告板 の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること
- ・当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと

※これに類する特殊装置広告を含む 【屋上利用広告板、屋上利用広告塔】

- 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以下であるこ
- 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の3分の1以下であること
- ・映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20㎡以下であること (数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする)
- ・屋上から上端までの高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下であること
- ・建物の端から突出しないこと

【電力柱等利用袖看板】※これに類する特殊装置広告を含む

- ・大きさは、縦1.3m以下、横0.45m以下(消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあっては横0.8m以下)であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別の ない道路上では4.5m以上であること
- 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・電力柱等1本につき、1個とすること

【電力柱等巻付広告、電力柱等塗装広告】

- 長さは1.5m以下であること
- ・地面から広告物の下端までの高さが1.2m以上であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- ・電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること

【はり紙・はり札等】

- ・表示面積が1㎡以下であること
- ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと
- はり紙については、全面のりづけしないこと

【立看板等】

- ・表示面積が一面4㎡以下であること
- ・高さは3.6m以下であること
- ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること
- 倒れないように措置されるものであること

【広告幕・広告旗】

- 幅が1.5m以下であること
- 道路を横断する広告幕にあっては、次のイ及び口に該当するものであること
 - イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では2.5 m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5 m以上であること
 - ロ 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れている こと

【アドバルーン】

- 気球の直径が3m以下であること
- 係留場所から気球先端までの垂直距離が50m以下であること
- 添加する広告物の幅が1.5m以下で、かつ、長さが15m以下であること

屋上利用広告や電力柱等利用袖看板に特殊装置(4ページの説明を参照)を使用する場合は、自家用広告物であっても表示面積にかかわらず許可を受ける必要があります。

LED(発光ダイオード)等を利用した映像広告を表示する場合、下表の面積制限が加わります。

	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種		
建植広告(板・塔)							
壁面平面広告	通常の配	面積制限	一面10㎡以下	一面15㎡以下	一面20㎡以下		
壁面突出広告							
屋上利用広告	設置	不可	一面20㎡以下				

6 適用除外

例外的に、特別規制地域や禁止物件に表示できる広告物や、普通規制地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが「適用除外」です。

自家用広告物や案内用広告物をはじめ、社会生活に必要な広告物について「適用除外」として規定しています。

- ◎・・・適用除外基準に関わらず、許可不要で表示できる(2、10、11は(注)イ参照)
- 〇・・・適用除外基準に適合して、許可不要で表示できる
- △・・・許可を受けて表示できる
- ×・・・表示できない
- 口・・・はり札、立看板に限って表示できる (注)はり紙は表示できません

項 目	特別規 制地域	禁止 物件	電力 柱等	普通規 制地域
1 法令の規定により表示、設置するもの	0	×		0
2 国等又は政治団体が表示、設置するもの (注)イ	0	×		0
3 公職選挙法等による選挙運動のために表示、設置するもの	0	×		0
4 自家用広告物(<u>敷地外に突出しない</u> もの) (注)口	0	×		0
5 営利を目的としない会議、催物、生徒募集等に関するもので掲出 期間が <u>30日以内</u> のもの	0	×		0
6 政党、労働組合等が掲出するもので掲出期間が30日以内のもの	0	×		0
7 式典、祭典、法要、年中行事又は慣例上の行事として一般に認められるもので <u>行事終了後直ちに除却するもの</u>	0	×		0
8 工事現場の板塀等に絵画、写真等を表示するもので <u>工事終了後</u> <u>直ちに除却するもの</u>	0	×		0
9 工事現場の周辺の安全及び交通の円滑を図るためのもので工事 終了後直ちに除却するもの	0	×		0
10 自己の管理物件(土地を除く)に <u>管理上の必要に基づき</u> 表示、設置するもの (注)イ	0	0	×	0
11 自己管理地に <u>管理上の必要に基づき</u> 表示、設置するもの (注)イ	0	×	×	0
12 講演会、展覧会、音楽会その他催物のためその会場の敷地内に表示するもの	0	×	×	0
13 人、動物又は車両、船舶等に表示するもの	0	_	×	0
14 地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの	0	_	×	0
15 特定の施設の位置又は住所地を案内するための道標、案内図板及び入口標識 (注)八	0	×	×	Δ

- (注) イ 2、10、11 については、適用除外になるのは表示面積が一面2㎡以下かつ総面積4 ㎡以下のものに限ります(ただし国等が掲出する案内図板で特定の施設の敷地又は区域内に表示され、当該施設の配置を示すためのものについては、特別規制地域においてはそれぞれの適用除外基準、普通規制地域においては第2種特別規制地域の適用除外基準に適合したものとします)
 - なお、国等が普通規制地域で表示面積が一面2㎡または総面積4㎡を超えて適用除外基準に適合するものを表示・設置することはできますが、届け出が必要です
- (注) **4** については、普通規制地域における特殊装置(4ページで説明)のものについては、 第2種特別規制地域における適用除外基準に適合しなければなりません
- (注) 八 15 については、特別規制地域内に表示できるものは適用除外基準に適合し、施設名及び施設の位置、方向又は施設までの距離のみを表示するもので、当該施設から道程 5 km以内に表示されるものとし、その数は 3 を限度とします

7 許可申請等の手続き

普通規制地域において広告物を表示・設置する場合は、あらかじめ所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、酒田市長に提出のうえ許可を受けなければなりません。(国等が普通規制地域において広告物を表示・設置する場合は、あらかじめ届け出なければなりません。)なお、道路、河川敷、港湾等に表示・設置する場合は、それぞれの管理者からの占用の許可も必要となります。



・申請にあたり、不明点や疑問点がありましたら必ず事前相談を お願いいたします。



[申請に必要な書類等] ※3~5は'はり紙及びはり札'以外の場合

- 1 許可申請書 2部
- 2 代理権を証する書類 (代理人申請の場合)
- 3 表示場所等の使用権を証する書類
- (例:土地所有者の承諾書の写し、道路占用許可書の写し)
- 4 形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面 (表示内容、構造及び基礎形状の分かるもの)
- 5 附近の見取り図
 - (第1種普通規制地域においては仰角規制の確認図)
- 6 現物又は見本(はり紙及びはり札の場合)
- 7 高さ4mを超える広告物については、建築確認済証の写し
- 8 郵送での申請の場合 必要な額の切手を貼った返信用封筒 1 部 (納付書送付用)

手数料の支払い



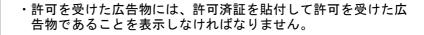


- ・申請手数料の納付をもって、申請の受理とします。
- ・受付された申請手数料については、返還できません。



- ・許可した場合には、許可証と許可済証を交付します。
- ・美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することもあります。







- ・広告物の表示に必要な工事が完成したときは、すみやかに届け 出なければなりません。
- ・**建築確認**を受けた広告物については、完了検査済証の写しを添付してください。

※許可後

・設置者・管理者の氏名(法人にあっては、その名称)又は住所に変更を生じたときは、すみやかに届け出なければなりません。



・許可期間が満了したときは、すみやかに広告物を除却したうえ、 その旨を届け出なければなりません。

除却届

●更新の許可

許可期間満了後、引き続き広告物を表示しようとする場合は、許可期間満了の日の10日前までに必要な書類(上記許可申請の際に必要とされる書類及び図面のうち1、2、3、5、8及び手数料)を添えて申請しなければなりません。加えて、広告物によっては、更新時の安全点検結果報告が義務付けられています。詳しくは 8 安全点検(19ページ)を参考にしてください。

●変更の許可

許可を受けた広告物について変更を加えようとする場合は、必要な書類 (上記許可申請の際に必要とされる書類及び図面のうち1、2、4、 6、8及び手数料)を添えて申請しなければなりません。

8 安全点検

近年、屋外広告物の落下又は倒壊、それらが原因による事故が増加傾向にあり、重大な事故 も起きています。山形県では、これらの発生を未然に防ぐ為、平成30年10月より屋外広告 物条例等を改正し、安全点検に関するルールを作成、実施しています。屋外広告物の設置者、 管理者、広告主や業者のみなさんは広告物の公衆に対する危害防止に留意し、点検を行ってく ださい。また、対象者は安全点検結果を報告する必要があります。

■点検義務

屋外広告物の表示者、設置者に対して、広告物の劣化等の状況を点検することが義務付けられています。

点検の対象は、許可の要・不要を問わず、下記の物を除く、全ての屋外広告物です。

点検の対象から除外される広告物

電力柱等利用広告(ただし、袖看板は点検対象)、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、 広告旗、アドバルーン、道路標識

■資格を持つ者が安全点検を行う

安全点検を行うには、資格が必要です。有資格者は以下のとおりです。

広告の種類	建植	<u>広告</u>			屋上利		電柱等0) 抽看板
	た。他	ДЦ	主四小	ЛІДЦ	/ **	ЛІДЦ	电红矿	7 IM B 1/A
資格	特殊装置が無い物	うち特殊 装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊 装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊 装置広告	特殊装置 が無い物	うち特殊 装置広告
		21-1-1				21		
・屋外広告士 ・知事指定の屋外広告物の点検 に関する修了者(※)	0	0	0	0	0	0	0	0
・一級建築士かつ◆ ・二級建築士かつ◆ ・一級建築管理施行技師かつ◆	0	×	0	×	0	×	×	×
・第一種電気工事士かつ◆ ・第二種電気工事士かつ◆	×	×	×	×	×	×	0	×
・特種電気工事資格者かつ◆	×	0	×	0	×	0	0	0

- ☞特殊装置については、4ページの説明を参照
 - (※) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する屋外広告物点検技能講習会
 - (◆) 上記資格を有し、なおかつ自治体(山形県以外も可)が開催する屋外広告物講習会を修了していること

■点検結果の報告

酒田市の<mark>許可を受けて屋外広告物を表示・設置している方</mark>は、その広告物が点検の対象である場合、更新許可申請時に、安全点検結果の報告義務があります。

安全点検は、更新許可<mark>申請前の3か月以内に実施</mark>し、以下の<mark>書類を提出</mark>してください。 許可を要しない屋外広告物については、点検は義務付けられていますが、報告の義務 はありませんので、報告書の提出は必要ありません。

安全点検結果報告の提出書類

- 1 屋外広告物安全点検結果報告書(様式第5号の2)
- 2 点検の状況を明らかにしたカラー写真
 - ・様式は任意。写真画像データを複数貼り付け、カラー印刷したものでも可です。
 - ・現況の全景写真(点検後に撮影したもの)や点検している様子の写真、必要に応じて異常個所の補修前後の写真を提出してください。
- 3 点検を行った者が資格を有することを証する書類の写し
 - ・点検結果報告書の「資格名称」に記載した資格を有することを証する書類の写し を提出してください。
 - ・点検技能講習会修了者ならば、その登録証や修了書の写しを提出してください。 その他の資格(一級建築士等)ならば、その免許証明書等の写しに加えて自治体 が開催する屋外広告物講習会の修了証の写しを併せて提出してください。

9 許可の期間と許可申請手数料

許可申請に当たっては、次のとおり許可期間と許可手数料が定められています。 酒田市に設置する広告物の申請に伴う手数料については、納入通知書により酒田市指定 金融機関にお支払いいただきます。

許可期間は、建植広告や壁面利用広告、屋上利用広告、電力柱等利用広告が3年、はり紙や立看板などの簡易な広告物は、広告物の性質上、許可期間が短くなっています。 許可申請手数料は、広告物の種類や大きさ、数量によって異なります。

※特殊装置(4ページの説明を参照)を使用しない自家用広告物には許可期間、許可申請手数料がありません。

区 分	単 位	手数料の額	許可期間
はり紙	50枚(50枚未満の端数がある ときは50枚とする)につき	260円	1か月以内
はり札等	1枚につき	90円	「か月以内
立看板等	1枚につき	420円	3か月以内
電柱塗装広告、 電柱巻付広告、 及び電柱袖看板	1個につき	430円	3年以内
広告幕その他これ に類するもの	1個につき	540円	oか日以内
広告旗その他これ に類するもの	1個につき	500円	2か月以内
アドバルーン	1個につき	2, 480円	10日以内
アーチ	1基につき	3, 300円	
	1 m以下のもの 1 個につき	590円	
	1 ㎡を超え 5 ㎡以下のもの 1 個につき	1, 280円	
広告板、広告塔	5 ㎡を超え10 ㎡以下のもの 1 個につき	1, 790円	3 年以内
その他これらに 類するもの	10㎡を超え20㎡以下のもの 1個につき	3, 100円	
	20㎡を超え30㎡以下のもの 1個につき	4, 520円	
	3 0 ㎡を超えるもの 1 個につき	4,520円に当該超える分 5 ㎡までごとに710円を 加算した額	

特殊装置広告(4ページの説明を参照)の手数料の額は、この表により算定した額の 1. 5倍となります。

10 違反広告物に対する措置、罰則

規制の内容に反する広告物を表示・設置した場合、許可の取り消し、改造、移転、除却等必要な措置が命じられます。

また、場合によっては、行政代執行法に基づき強制的に必要な措置をとることがあります。

(違反広告物がはり紙、はり札、広告旗、立看板等の場合、酒田市が除却し、売却、廃棄できます。)所定の違反行為には50万円以下の罰金を科す場合もあります。

■措置命令

条例の規定に違反した場合や許可等に付した条件に違反した場合は、広告物の表示者、設置者、管理者に対して、除却、移転等の必要な措置を命令することがあります。

■許可の取り消し

許可を受けた者が、	次の事項に該当す	るときは許可を取	マり消すことがあります。
	7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T		, , ,,, , — — <i>,</i>

- □ 表示・設置の許可、変更等の許可に付した条件に違反した場合
- □ 広告物の内容を変更したり、改造したりするときに、変更申請を怠った場合
- □ 措置命令に従わなかった場合
- □ 虚偽の申請など不正な手段で許可を受けた場合

■除却命令

次の事項に該当するときは広告物の除却を命ずることがあります。

- □ 特別規制地域や禁止物件に広告物を表示等したり、許可申請を行わずに無断で広告物を表示・設置した場合(いずれも、適用除外で特別規制地域に表示等できる広告物や許可申請が不要な場合を除く)
- □ 許可期間が終了した後も更新や除却の手続きを行わずに表示・設置している場合
- □ 許可が取り消された後も引き続き表示・設置している場合

設置者が不明な場合は、酒田市が直接除却することがあります。

酒田市が除却、移転等の必要な措置を命じた場合に、命じられた者がその措置を履行しない場合、行政代執行法に基づき除却を行い、その費用を義務者から徴収することがあります。

除却した広告物は、一定期間保管した後、廃棄や売却を行うことがあります。

■罰則規定

次の事項に該当するときは50万円以下の罰金に処すことがあります。

□ 除却命令に従わなかった場合

次の事項に該当するときは30万円以下の罰金に処すことがあります。

- □ 禁止されている地域や場所に、違反して広告物を表示・設置した場合
- □ 変更申請を行わずに、変更や改造を行った場合
- □ 許可期間の満了や許可の取り消しにより、除却しなければならなくなった広告物を 除却しなかった場合
- □ 措置命令に従わなかった場合

次の事項に該当するときは20万円以下の罰金に処すことがあります。

□ 立入検査等に従わなかった場合

屋外広告物に関する問い合わせ先

酒田市 企画部 都市デザイン課 都市計画係

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

電 話 0234-26-5746

FAX 0234-26-6482

Mai I toshi-design@city.sakata.lg.jp